

第54期（令和6年度）熊本地方最低賃金審議会

熊本県特定（産業別）最低賃金

第2回 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
専門部会議事要旨

1 日時 令和6年10月2日（水） 15時00分～17時00分

2 場所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 小材委員、峯委員

（使用者代表委員） 原山委員、山下委員、笠委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議題

（1）金額提示（金額審議を含む）

（2）その他

5 議事要旨

（1）金額審議（金額審議を含む）

第2回目金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

第1回目の根拠である、令和6年の電機連合産業別最低賃金を当面目指す考え方で、4年で解消できる額に加え、生産性向上に関する業務改善助成金の最大限利用の徹底を念頭に置いた額。

【使用者代表委員の金額の根拠】

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安額と同じ額。

【提示した金額の乖離額】

10円

第2回目の金額提示後引き続き公労使協議が行われ、その後、公使公労協議が行なわれた後、労働者側より第3回目の金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

熊本県の当該産業の特定（産業別）最低賃金の申出にかかる事業場の単純平均時給を当面目指す考え方で、4年で解消できる額。

【使用者代表委員の金額の根拠】

個別協議の結果、結論に至らず金額提示なし。

金額提示後引き続き公労使協議が行われたが、双方の主張の隔たりが大きく結審には至らなかった。

(2) その他

事務局から今後の審議日程を説明した。

10月10日(木)14時00分から第3回専門部会を開催する。